



移動支援(送迎)サービス

もやい勉強会(第4-1回)

平成29年11月30日

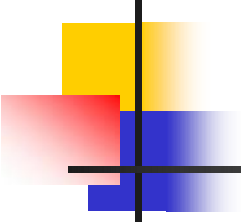
参考資料(放送大学)



もやい・勉強会

道路運送法・施行規則等 福祉有償運送の登録に関する処理方針 一部改正：平成27年3月30日

- 地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の確保を図ることを目的とするものである。



道路運送法施行規則一部改正 平成27年4月1日施行

- 1.背景：自家用有償旅客運送に係る一部の事務・権限が、当該事務・権限を希望する都道府県又は市町村の長に移管する。
- 2.改正概要
 - (1) 自家用有償旅客運送の実施主体の追加(第48条関係)
法人格の無い主体についても実施主体の位置づけ。
 - (2) 旅客の範囲の拡大(第49条)
地域住民ないし地域外からの訪問者等も運送可能。
 - (3) 種別の名称の変更(第49条)
「過疎地有償運送」の名称について「交通空白有償運送」に名称をあらためる。



地方分権改革(第4次一括法)

平成26年6月4日公布

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の概要
- 国から地方公共団体への事務・権限の移譲
いわゆる「手挙げ方式」による移譲
 - 自家用有償旅客運送の登録、監査等(第44条)
 - 実施主体の弾力化、旅客の拡大を図る。
 - ※交通空白地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

交通政策基本法

平成25年12月4日公布・施行法律第92号

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており(第9条)、交通に関する地方公共団体の役割が法律上明確化されている。 4



自家用有償旅客運送の現状

- 市町村運送有償運送(空白地帯)
 - ※ 市町村が、主にバス車両により、定時定路型の運行を実施
- 市町村運送有償運送(福祉)
 - ※ 市町村が、主に車椅子車両により、デマンド型の運行を実施(社会福祉協議会に委託実施)
- 空白地帯有償運送
 - ※ NPO等が、主にセダン型車両により、デマンド型の運行を実施
- 福祉有償運送
 - ※ NPOや社会福祉法人等が、主にセダン型車両や車椅子車両により、デマンド型の運行を実施



政府方針2020年度目標

人口減社会の足に20年度700市町村

人口減少社会の到来など地域で高齢・障害・子ども等の移動困難者・通学の路線バス等の運行が難しくなっている。通院や買い物がままならなくなる危機感・運転免許を自主的に返納する高齢者も増えていることが背景にある。人口減少社会でも、だれでもが気軽に外出できる仕組みを整えことが重要だ。包括ケアシステム(介護予防・日常生活支援総合事業)多様なサービス「訪問型サービスD(移動支援)」が位置づけられた。今後の課題は道路運送法上の登録や許可が不要な活動・無償運送(住民・市民の互助)地域主体で移動・外出支を構築していく事が重要ではないだろうか。



登録や許可が不要な活動

平成18年、道路運送法改正時参議院の付帯決議の文書「運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」発出。

※事務連絡に輸送に対する有償性のない活動(類型)が、自治会や地区社協等で身近な困りごとに対応する助け合い活動として、利用対象者や運行区域といった制限を受けず実施できる。まさしく「新しい総合事業」に盛り込まれた「訪問型サービスD」です。

訪問型サービスD(移動支援)として、要支援1・2及び基本チェックリスト該当者等に提供できる。



訪問型D(移動支援)の仕組みと特徴

厚生労働省のQ&Aを重ね合わせると、以下の特徴がある。
車輛の運行は国土交通省：移動支援は厚生労働省の理解。

- 利用者が制限されない。
- 目的・サービス内容が制限されない。
- 担い手が幅広い
- 利用者の負担が多様「運送の対価」
- 補助(助成)内容が限定される。
- 福祉有償運送も登録不要の活動も？



移動支援・外出支援の取り組み

移動支援は訪問型サービスBと一体(移送前後の生活支援・在宅支援)のサービスである。

外出支援は使用車両の運行(利用者からは乗車利用金は徴収しない)ガソリン代等の利用金はOK

外出支援の助け合いサービス(運転・付き添いボランティア謝金)は時間や行き先キロで(契約)で実施。

活動範囲については、「ガソリン代実費相当の範囲」から逸脱しないことを運輸支局に確認したり、運行計画書の報告等が必要です。



現在の課題と今後の展開

- 平成27年度「介護予防・日常生活支援総合事業」において、訪問型B・D・通所型・サロン等などにあわせて地域の助け合い(互助)を、どのように組み立てていくか、多職種関係者(ケアマネ)のケアプランにおいて、利用者の自立と尊厳が守られる「移動サービス」のあり方を実践とともに模索していく必要が重要です。今必要なのは、行政(生活支援コーディネーター)・自治会・コミュニティ協議体等が、地域の移動手段を考察していく事が今後の重要課題です。



移動・外出支援の立ち上げのポイント

- 1) 幅広い関係者に参加意識をもってもらう。
利用する人・活動を担う人・活動を支援する人が必要や目的を共有する。地縁組織の応援が重要
- 2) 軸足はいつも生活課題・ニーズにおく。
八王子圏域(6地区)の生活実態の把握されている。**(市民活動協議会の報告書参照)**
- 3) 活動内容を最初に固定しない。
最初から多くのサービス内容を設定すると、社会資源(人・物・金)に無理が生じて運営に影響。



活動内容の検討について

- 主に送迎だけのサービスを行うのか
- 家事援助サービスを中心に送迎も行うのか
- サロン・居場所等の送迎が中心か
- 地域通貨を活用した送迎か
- 利用者の範囲は(対象者)
- 空白地帯か・繁華街の送迎か
- 家族関係等の送迎等は
- 既存の組織化・新規の組織で送迎か